

株券等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株発行の場合における通知等)</p> <p>第 40 条 預託株券の株式につき、株式の併合、分割若しくは転換、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)があった場合は、その新たに発行された株式について、機構は、会社から実質株主(法第 30 条第 1 項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数(株券の追加発行による株式の分割に際しては、<u>預託株券の株式の数を含む。</u>)並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。この場合において、実質株主の氏名及び住所の通知については、第 83 条第 1 項の実質株主管理番号による。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から施行し、施行日以後の日を商法第 219 条第 1 項の規定により会社が定める一定の日として株式の分割を行う銘柄から適用する。</p>	<p>(新株発行の場合における通知等)</p> <p>第 40 条 預託株券の株式につき、株式の併合、分割若しくは転換、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)があった場合は、その新たに発行された株式について、機構は、会社から実質株主(法第 30 条第 1 項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。この場合において、実質株主の氏名及び住所の通知については、第 83 条第 1 項の実質株主管理番号による。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>